

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日 東 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 本 博 夫
(コード 6651 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 下 崎 一 洋
(T E L . 0 5 6 1 - 6 2 - 3 1 1 1)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役・監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役・社外監査役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、取締役会決議によって取締役・監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨および社外取締役・社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 27 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 27 条～第 31 条（条文省略）</p>	<p>第 28 条～第 32 条（現行どおり）</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 33 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 32 条～第 35 条（条文省略）</p>	<p>第 34 条～第 37 条（現行どおり）</p>

以 上